

毎週火、金曜日発行（但休日、日曜日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 建設工事施行規則の一部改正
福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
山林事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県木炭検査規則の一部改正
鳥取県木炭検査施行手続
- ◇告示 馬伝染性貧血検査の実施
- ◇公告 昭和三十一年度保母試験公告中一部変更

規則

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十一号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する

規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三章に次の一節を加える。

第二節 保 証 人

（契約保証人）

第四十一条の二 知事が特に必要があると認めたときは、請負契約の金額が五十万円以上で第三十八条但書により保証金を免除された請負者は、契約の締結に際し、契約不履行によつて生ずる損害金の支払を保証するため又は自己に代つて自ら工事を完成することを保証するため、あらかじめ知事の承認を得て、金銭保証人又は工事完成保証人を立てなければならない。

2 前項の工事完成保証人は本県内に本店又は営業所を有し、請負者と同等以上の能力を有する建設業者でな

ければならない。
別記建設工事請負契約約款第三條の見出し中「前払の契約をなし、且つ、」を削り、同条中「（違約金、遅延利息）」を削る。
建設工事請負契約約款第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十二号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条但書中「第四十九号」を「第四十七号」に改め、第四十五号を削り、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を削り、第四十八号を第四十六号とし、第四十九号を第四十七号とする。

第三条但書中「第二十二号」を「第二十号」に改め、第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とする。

第四条第一号を削り、第二号を第一号とする。

第五条第一号を削り、第二号を第一号とする。

附 則

この規則は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十三号

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
部を改正する規則
山林事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中（木炭検査条例四）を（木炭検査条例三、三の二、四）に改め、同条第七号中「森林」の下に「病」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十四号

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則

鳥取県木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

この規則中「地方事務所長又は」を削る。
第八条の見出しを次のように改める。
（収入証紙および証票のてんぷ方法）
第八条に第四項として次のように加える。
4 検査員は検査を行ったとき収入証紙を次のとおりてんぷさせなければならない。

検査の区分	正味量目区分		収入証紙のてんぷ方法
	キログラム		
生産検査	一五、 三〇、 〇〇〇〇	七、 三五、 五〇	包装袋の口部 規格荷票に附した針金を 折り返した箇所
	六〇、 〇〇〇〇		
移出検査	右同		木炭移出検査申請書

第八条第四項を次のように改める。

5 検査吏員は前項によりてんぷした証紙には、印章をもつて消印し規格荷票に銘柄、品等、検査吏員を明示した記号および年月日を表示した証印を押し移出検査

にあつては移出荷票に合格、検査吏員を明示した記号および年月日を表示した証印を押すものとする。

1 規則第四条の申請書を次のように改める。

但し移出検査で不合格の場合には、検査吏員の記号お

規則第四条の申請書

よび年月日を表示しない証印を押すものとする。

(4) 木炭生產檢查申請書

第九条に第二号として次の一号を加え「第二号」を「

(口) 木炭移出檢查申請書

第三号」とし以下順次繰り下げ第四号中「木炭にきよう

附表中

「木炭にきよう雑物を混入して」

「3 条例第三条第一項第二号および第三号の申請書」

いるとき」に改める。

を「第三条第一項第三号の申請書」に改める。

二 第七条に規定するものが検査に立ちあわないとき。

第十五条第二項を削る。

請 申 查 檢 產 生 炭 木

受付 順位			
銘	柄	包装区分及び数量	
炭種	樹種	キロ入	キロ入
	形状	キロ入	キロ入
		俵	俵
		俵	俵
		計	計
		年	月
		日	場
		所	所
計		計	
右		内	
受檢者及び所氏		訳	
数量		数量	
名		名	
備考		備考	

00797

上記のとおり生産検査を受けたいので申請します

日 月 年 和 昭

住所

てあ事知県取鳥

哥

請書申查檢出移炭木

[illegible]

上記のとおり移出検査を受けたいから申請します

昭和年月日

住所

鳥取県知事あて

五

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第二十一号

山 林 事 務 所

鳥取県木炭検査施行手続を次のように定める。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県木炭検査施行手続

第一条 鳥取県木炭検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号。以下「条例」という。）および鳥取県木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号。以下「規則」という。）に定める木炭の検査は、この手続により行うものとする。

第二条 山林事務所長（以下「所長」という。）は、規則第二条の検査吏員の検査担当区を定めまたは変更しようとするときは、あらかじめその内容につき知事に協議しなければならない。

第三条 検査吏員は、自己に利害関係のある者の検査ま

たは点検を行うことができない。

2 検査吏員が前項の規定または特別の事由により検査または点検を行うことができないときは、ただちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。ただし、急を要する場合は、も寄の担当区の検査吏員に検査または点検を依頼し、その旨をただちに所長に届け出なければならない。

第四条 条例第三条第一項第二号および第三号の申請書については、検査吏員はその事由を調査し所長に提出しなければならない。

2 所長は、検査吏員を通じ受検地変更許可書を交付した場合、その旨を受検地の検査吏員に通知するものとする。

第五条 検査は、申請書の内容と現品または荷票に記入された事項とを照査し、条例第二条の木炭規格規程によりこれを行わなければならない。

第六条 検査吏員は、規則第四条の申請書を毎月とりまとめ、翌月三日までに所長に提出しなければならない

し。

第七条 検査吏員が生産検査または再検査もしくは点検を行つたときは、その成績を木炭検査簿に記入し、これを毎月集計して木炭検査成績簿に記載しなければならない。

2 移出検査もしくは移出再検査を行つた場合は、その成績を木炭移出検査簿に記入し、これを毎月集計して木炭移出検査成績簿に記載しなければならない。

3 第三条第二項ただし書の依頼を受けて検査または点検を行つた検査吏員は、その行つた検査または点検の成績を受検地の属する検査担当区の木炭検査簿または木炭移出検査簿に記載しなければならない。

第八条 検査吏員が条例または規則に違反した者を発見したときは、ただちにその旨を所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 所長は、前項の違反のうち重要と認めるものについては、知事に報告しその指示を受けなければならない。

3 検査吏員は、つねに検査担当区域内の関係者を指導し、規則違反の防止に努めなければならない。

第九条 検査吏員は自己の用いる規則第十四条に定める証印等を他人に貸与しまた使用させることができない。

2 前項の証印等が不要となつたときは、検査吏員はこれを所長に返納しなければならない。

第十条 検査吏員は、規則第八条第四項の規定により印章をもつて消印したときは、そのつど証紙の数量および金額を記録し、所定の様式により翌月三日までに所長に報告しなければならない。

第十一条 検査吏員は、毎月の検査成績を翌月三日までに所長に報告しなければならない。

2 所長は、前項の検査成績を取りまとめ、毎月五日までに知事に報告しなければならない。

第十二条 所長は、事務所および駐在所に木炭検査成績簿および検査吏員担当区ごとの日誌ならびに木炭検査簿その他検査に必要と認める簿冊を備えなければならない

昭和 年 月 日 から
昭和 年 月 日まで

簿查炭木

白炭、黒炭
の別を白、黒
をもつて記入
する。

山林事務所並びに駐在所名

木炭検査吏員名

ない。

第十三条 この手続において取り扱う書類等の様式は、附表による。

二 體

月	日	天候	曜日	勤務	勤巡	大字名廻
件			検生	検査	領要務	執
量数			移出	止中		
計						
件						

何

[可]

何

00803.

[illegible][illegible][illegible]

告 示

鳥取県告示第四百八十九号

次のように馬伝染性貧血の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 馬伝染性貧血予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査の方法 臨床検査、赤血球数検査、担鉄細胞検査
- 別表

実施期日 十月二十五日
実施区域 西伯郡大高村
実施場所 同上

公 告

昭和三十一年度保母試験の施行に関する公告（昭和三十一年九月二十一日附）の一部を次のとおり変更する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

三 日程の 2 試験期日および試験地を次のとおり変更する。

区分	期 日	試験地	試 験 場
筆記試験	昭和三十一年十月二十五日	鳥取市	鳥取県立図書館講堂
	十月二十六日（二日間）	米子市	第一会場 西部福祉事務所会議室 第二会場 米子市議会議事堂
実地試験（筆記）	十月二十九日 十月三十日	倉吉市	鳥取県立保育専門学校（河北農業高等学校内）

備考 実地試験の筆記は音楽を行う。